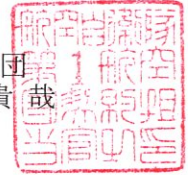


公 告

契約担当官代理
航空自衛隊第 1 航空団
契約班長 青木 貴



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件名 (品名)	規格	単位	数量	備考
零戦の移設及び補修作業	仕様書のとおり	式	1	

- (2) 履行場所 航空自衛隊浜松広報館
(3) 履行期限 令和 7 年 3 月 31 日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
(2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
(3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
(2) 入札日時 令和 6 年 5 月 30 日(木) 10 時 00 分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第 77 条第二号により免除
(2) 契約保証金 予決令第 100 条の 3 第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定

10 契約の方法 確定契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
(2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
(3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和6年5月28日必着とする。
(4) 入札書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当分を加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
(5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

電話 (053) 472-1111 内線 7042 FAX (053) 472-7735

担当 神田

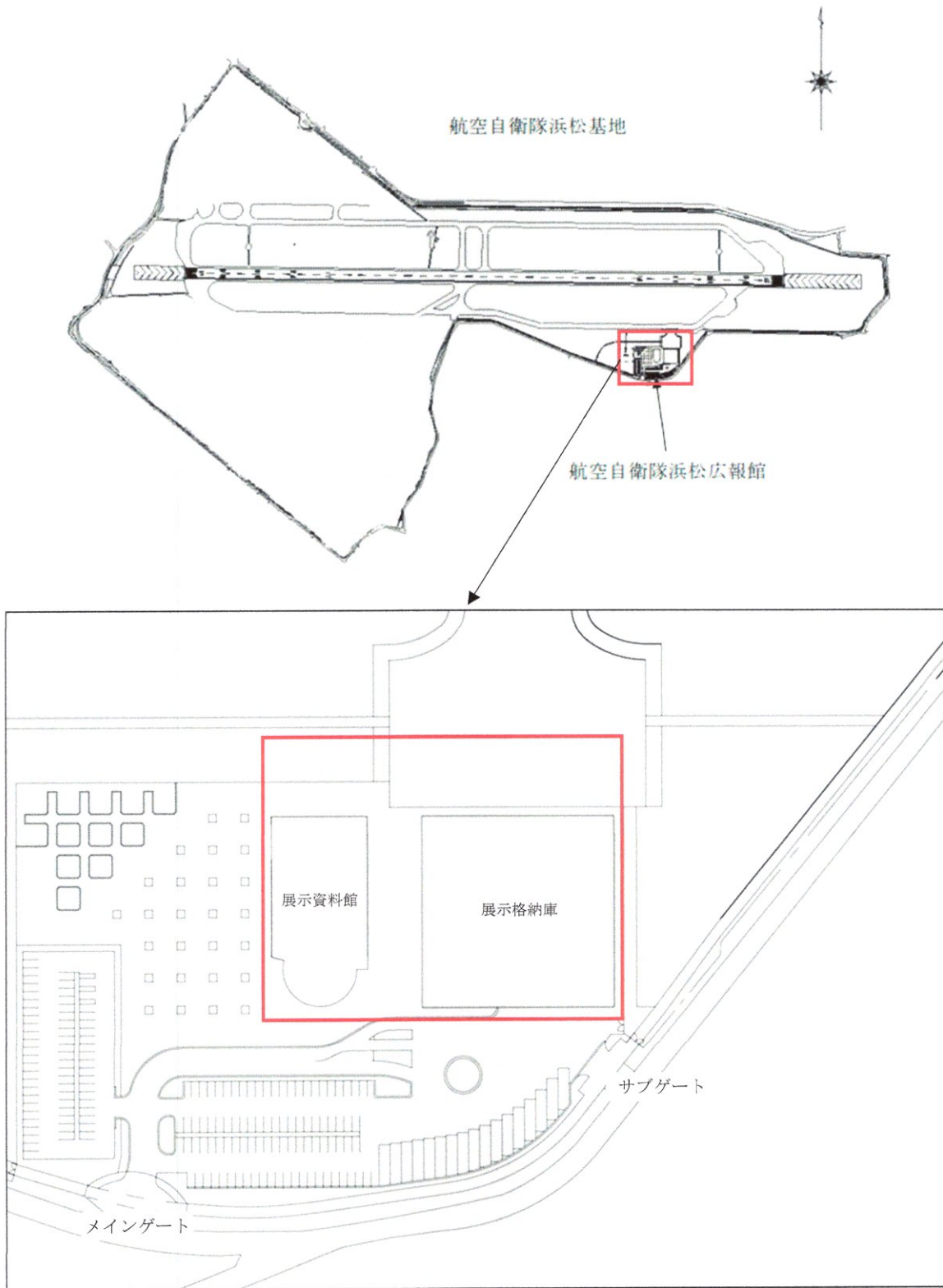
航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	6990-NL9999-10-018		
品名 又は 件名	零戦の移設及び補修作業	仕様書番号	
		浜基LPS-K-669002	
		承認	令和6年4月22日
		作成	令和6年4月22日
		改正	
	作成部隊	第1航空団司令部監理部	
1 総則			
1.1 適用範囲			
この仕様書は、航空自衛隊浜松広報館で展示されている零戦の移設及び補修作業について適用する。			
1.2 用語の定義			
この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書のほか、次による。			
1.2.1 航空自衛隊浜松広報館			
航空自衛隊における一般広報のため、防衛全般、航空自衛隊及び航空関係の器材及び資料を展示する施設をいう。			
1.2.2 零戦			
展示格納庫北西側天井から吊り下げて展示されている展示機であり、移設対象品目をいう。			
1.2.3 移設			
零戦を現在展示されている場所から新規設置場所に移動し、耐震処置を実施したうえで、固定した状態をいう。			
1.2.4 補修			
零戦の外装塗装の欠損箇所等のタッチアップ、吊り上げ金具が装着された箇所に対する板金等による修理及び塗装をいう。			
1.3 引用文書			
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札又は見積書の提出時における最新版とする。			
なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。			
展示品ZEROS EN移設のための調査（令和4年3月28日）			
2 役務に関する要求			
2.1 一般			
この役務の実施に当たり、契約に相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、契約物品について、情報の漏洩若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子			

品名又は件名	零戦の移設及び補修作業
<p>部品、機器等の埋込み又は仕込み、その他、官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うこととする。</p>	
<p>2.2 履行場所</p>	
<p>航空自衛隊浜松広報館（建物番号：11012 及び建物番号：11013）とし、詳細は、次による。</p>	
<p>a) 取り外す機体の場所は、付図 1 及び付図 2 による。</p>	
<p>b) 設置場所は、付図 3 による。</p>	
<p>2.3 履行期限</p>	
<p>令和 7 年 3 月 31 日</p>	
<p>2.4 役務の内容</p>	
<p>2.4.1 一般</p>	
<p>契約の相手方は、零戦の移設に先立ち、作業現場及び搬出入経路に養生を施し、5.1.1 の承認を得た作業計画に基づき作業を実施する。</p>	
<p>2.4.2 作業計画書の作成</p>	
<p>契約の相手方は、契約締結後、現地の状況及び展示品 ZEROS EN 移設のための調査（令和 4 年 3 月 28 日）の確認を行い、5.1.1 による作業計画書の作成を行う。</p>	
<p>2.4.3 契約の相手方の役務実施前点検及び機体の降下</p>	
<p>契約の相手方は、この契約に当たり損傷が生じた場合においてその責任の所在を明確にする事を目的とし、監督官の立ち合いのもと現物確認を次により実施する。</p>	
<p>a) 零戦の降下前においては、零戦を吊り下げている部位及び吊り下げ金具の損傷及び破損の有無を目視で確認を行う。</p>	
<p>b) 契約の相手方は、付図 2 による場所に展示用として吊り下げられている零戦を、監督官立会いのもと降下する。</p>	
<p>c) 降下した零戦は、契約の相手方が準備した受け台（または、受け台に準ずる保護材等）に乗せるものとする。</p>	
<p>d) 零戦の降下後、監督官とともに零戦の構造上の損傷、破損、溶接のひび割れ、歪み及び凹みの外観を目視により確認を行い、その内容を記録する。</p>	
<p>e) 安全に留意し、実施する。</p>	
<p>2.4.4 設置台の製作</p>	
<p>設置台の製作は次による。</p>	
<p>a) 契約の相手方は、2.4.6 による設置において零戦を設置する設置台を 2.4.5 による運搬開始前までに製作する。</p>	
<p>b) 設置台の製作に当たり、零戦を降下させて事前調査を行うことができるものとする。また、設置場所の室内空間を考慮して設置台の大きさを設計するものとする。</p>	
<p>c) 設置台は、零戦の胴体下面の一部分及び主翼下面の一部分が設置台上面に接するものを基準とし、各設置台を連結させることにより耐震性を確保できるものとする。</p>	
<p>2.4.5 運搬</p>	
<p>運搬は、次による。</p>	
<p>a) 零戦の運搬は、付図 2 による場所から付図 4 による搬出入経路にて運搬する。</p>	

品名又は件名	零戦の移設及び補修作業
	<p>b) 運搬に当たっては、必要に応じて解体して運搬するものとする。</p> <p>c) 運搬に使用する移動台は、契約相手方が準備するものとし、市販車両等の使用を可とする。</p> <p>d) 運搬経路を確保するため、必要に応じ展示格納庫内に展示中の航空機を移動させるものとする。航空機を移動させる場合、ジャッキ、ジャッキパッド及びトーパーの器材は、官側に調整を行い借用の調整を行うものとする。</p> <p>e) 設置場所への搬入口は、付図3により示し、屋外から展示資料館2階（高さ5.5m）に持ち上げて搬入するものとする。</p> <p>f) 機体を保護するため、機体には、保護材にて養生を施す。</p>
	<p>2.4.6 設置 設置は、付図3による場所に付図5による要領で設置するほか、次による。</p>
	<p>a) 零戦は、運搬のため解体した場合、元のとおり接合する。</p> <p>b) 零戦は、2.4.4により製作した設置台の上に設置する。</p>
	<p>2.4.7 補修 補修は、次による。</p>
	<p>a) 展示格納庫内で展示するために吊り下げ金具が取り付けられていた箇所の金具を取り外し、外板を板金により修理する。</p> <p>b) 板金により修理された箇所及び塗装の剥がれが確認された箇所は、剥がれた箇所と同等色の塗料により塗装を行う。</p>
	<p>2.4.8 設置後の損傷確認</p>
	<p>3 部品、材料及び器材</p>
	<p>この契約において必要な部品、材料及び器材は、契約の相手方が準備することとし、各日の作業終了後、清掃及び整頓を行う。また、役務完了後は、器材の回収を実施し、放置しないこととする。</p>
	<p>4 品質保証</p>
	<p>4.1 監督・検査</p>
	<p>監督・検査の実施は、次による。</p>
	<p>a) 監督官は、この仕様書に基づき、5.1による書類の審査を実施する。</p> <p>b) 契約の相手方は、この仕様書に基づき、検査官立会いのもと、撤去場所及び移設状態の検査を受ける。</p>
	<p>4.2 再検査</p>
	<p>検査の結果、不具合事項が見受けられた場合は、契約の相手方の負担により必要な処置を実施し、再度検査を受けなければならない。</p>
	<p>4.3 不具合</p>
	<p>作業中に不具合が発生した場合は、直ちに作業を中止し、監督官の指示を受ける。</p>
	<p>5 その他の指示</p>
	<p>5.1 提出書類</p>
	<p>5.1.1 役務実施前</p>
	<p>契約の相手方は、契約締結後、2.4.2による作業計画書の作成において、表による書類を作成し、監督官に提出し官側の承認を得る。</p>

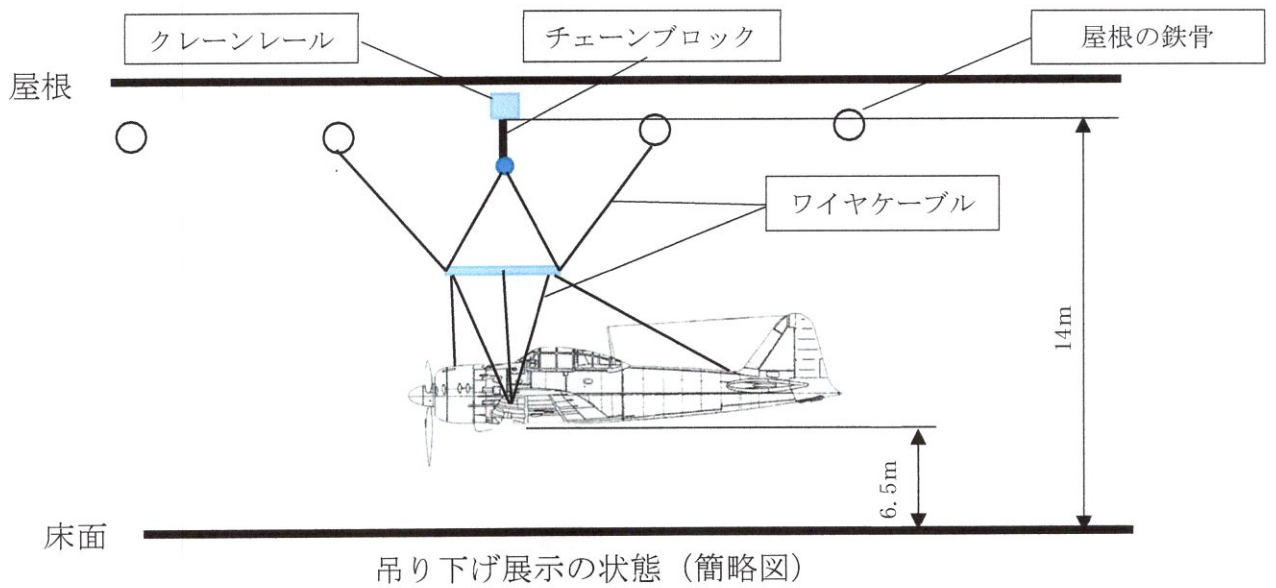
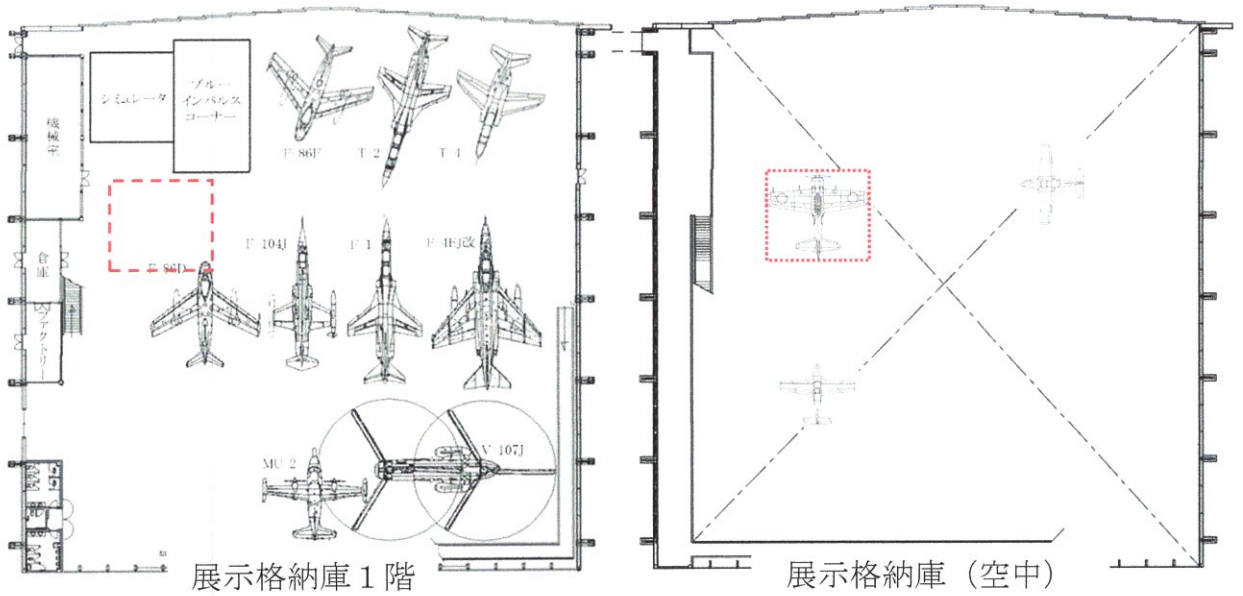
品名又は件名	零戦の移設及び補修作業													
<p>なお、提出書類内の事項に変更が生じた場合は、再度、承認を得ることとする。</p> <p style="text-align: center;">表一提出書類</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>部数</th> <th>注記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業計画書</td> <td>1部</td> <td>付表1による。</td> </tr> <tr> <td>工程表</td> <td>1部</td> <td>付表2による。</td> </tr> <tr> <td>役務作業人名簿</td> <td>1部</td> <td>付表3による。</td> </tr> </tbody> </table>			書類名	部数	注記	作業計画書	1部	付表1による。	工程表	1部	付表2による。	役務作業人名簿	1部	付表3による。
書類名	部数	注記												
作業計画書	1部	付表1による。												
工程表	1部	付表2による。												
役務作業人名簿	1部	付表3による。												
<p>5.1.2 役務実施中</p> <p>契約の相手方は、契約締結後、2.4.4において製作する設置台について設計図（様式任意）を作成し、監督官に提出し官側の承認を得る。</p>														
<p>5.1.3 役務実施後</p> <p>契約の相手方は、監督官の指示に従い撮影した着手前・各行程実施中の（解体する場合は、解体工程を含む。）・全行程完了後の写真をカラー写真にて製本（様式任意）し、速やかに監督官に提出する。</p>														
<p>5.2 秘密保全</p> <p>この仕様書は、この契約の履行目的以外で使用してはならない。</p>														
<p>5.3 安全管理</p> <p>この契約の履行中において、人、官側が管理する建物及び物品に損害を与えた場合は、速やかに、官側に報告するとともに、契約の相手方の責において補償しなければならない。</p>														
<p>6 官側における支援</p> <p>契約の相手方は、現地作業において支援を必要とする場合は、監督官と調整のうえ、次の事項について支援を受けることができる。</p> <p>a) 契約の相手方が搬入した器材の保管に関する事項</p> <p>b) 履行場所への立ち入り手続きに関する事項</p>														
<p>7 保護材の処理</p> <p>この契約において契約の相手方が準備した保護材については、契約の相手方が適切に処理する。</p>														
<p>8 その他必要な事項</p> <p>契約の相手方は、基地において法令及び基地で定めた規則を遵守し、行動しなければならない。代表的な遵守事項は、次によるほか、細部は、監督官の指示に従わなければならない。</p> <p>a) 契約の相手方は、現地作業において基地の電力及び給水を使用する必要がある場合は、官側と調整する。</p> <p>b) 作業時間は、月曜日から土曜日の8時15分から17時00分までを基準とする。</p> <p>c) 契約の相手方は、この契約によって知り得た情報については、第三者に漏らしてはならない。</p> <p>d) 契約の相手方は、基地内における写真撮影については、この契約に必要な場合及び内容とし、監督官の許可を得なければならない。また、写真、フィルム及びデータについては、監督官に提出後、完全に消去し、保持してはならない。</p> <p>e) 契約の相手方は、基地及び基地の施設への立ち入りに当たっては、基地司令等の</p>														
4														

品名又は件名	零戦の移設及び補修作業
<p data-bbox="312 280 1193 315">許可をうけるほか、細部は、監督官の指示に従うこととする。</p> <p data-bbox="245 322 1471 398">f) この仕様書の規定にない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに、監督官に通知するとともに、その指示に従わなければならない。</p> <p data-bbox="245 405 1471 481">g) この役務に関する事項において調整が必要な場合は、監督官と調整することとする。</p>	



付図 1 - 履行場所

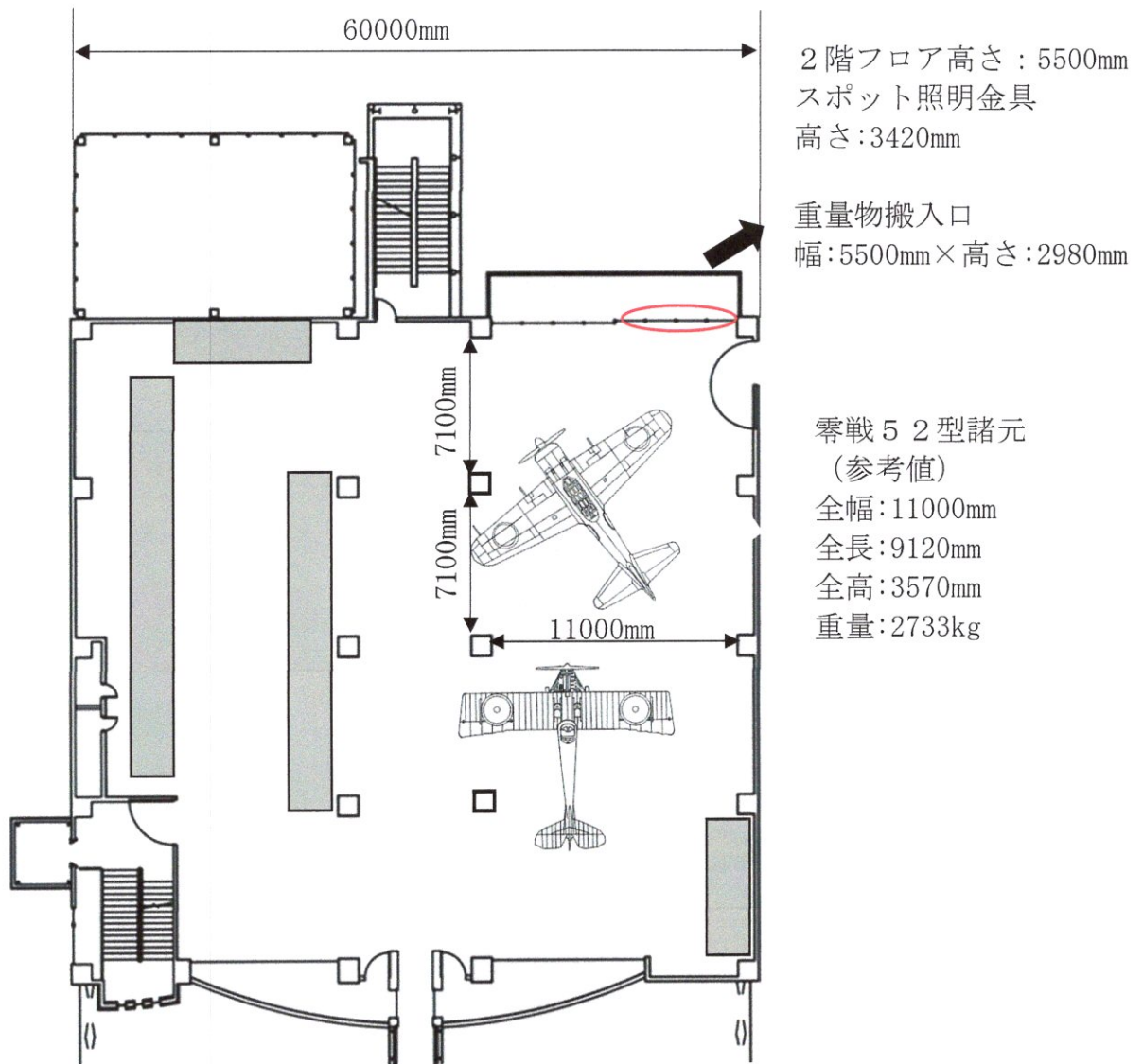
航空自衛隊浜松広報館展示格納庫航空機配置図



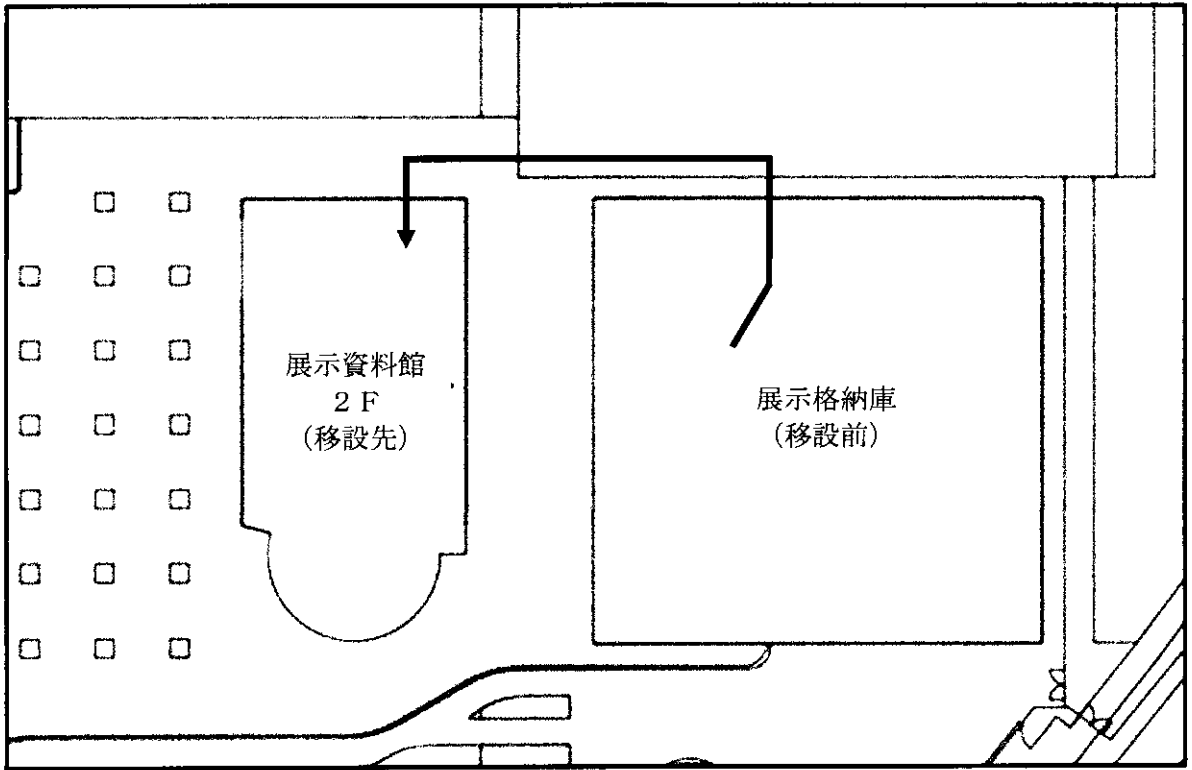
吊り下げ展示中の零戦の位置 (参考)
 零戦の高さ (零戦の底面) : 約 6.5 m
 天井走行クレーンチェーンブロックの高さ (レールの高さ) : 約 14 m

付図 2 - 零戦移設前配置図

航空自衛隊浜松広報館展示資料館 2階図

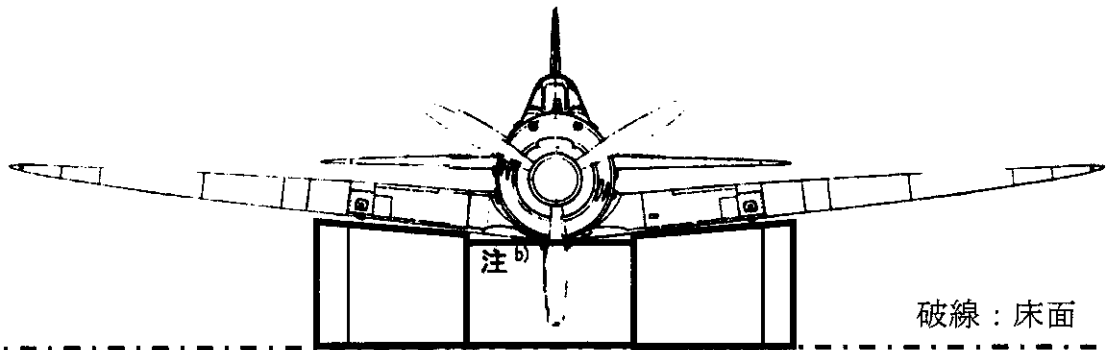


付図3 一零戦移設後配置図

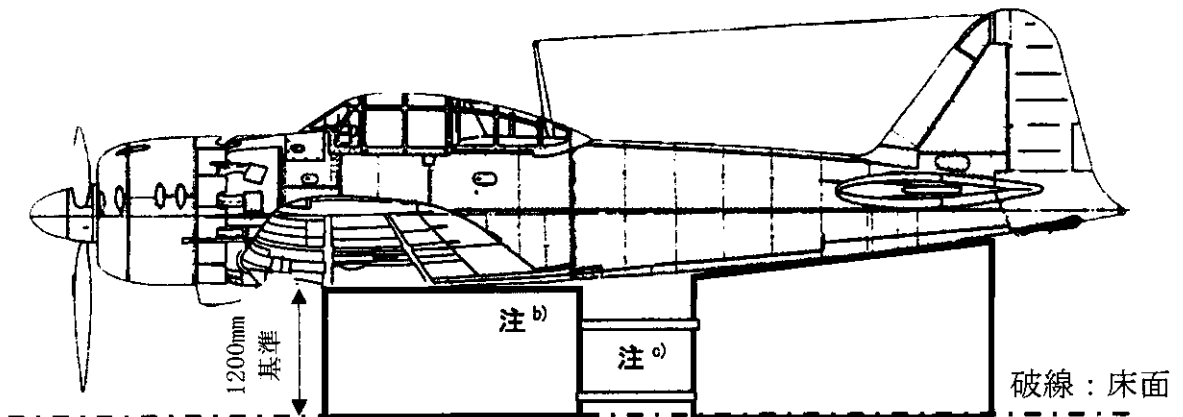


付図 4 - 搬出入経路

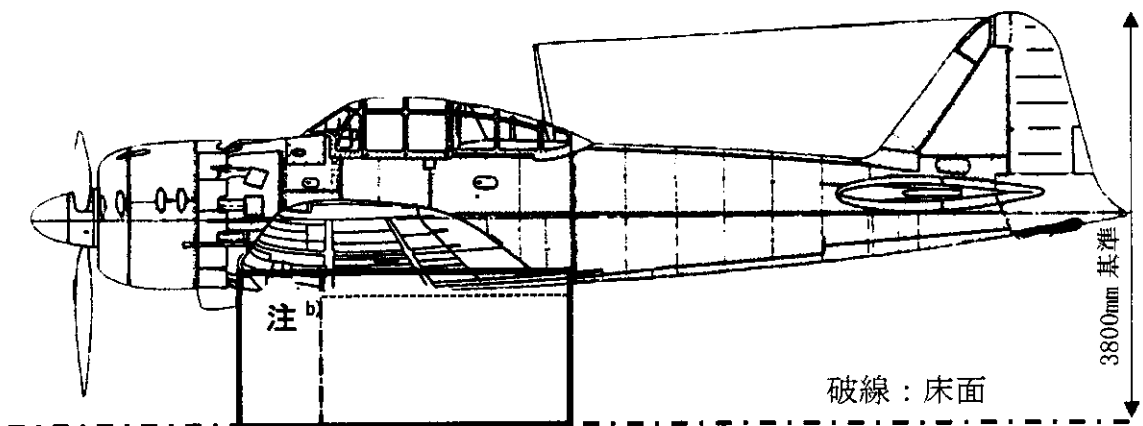
1 正面から



2 左側面から（胴体部分）



3 左側面から（主翼部分）



注^{a)} 零戦は水平又は後傾状態を基準とし、零戦の下に矩形で表示した設置台の上に設置する。設置台の材質は金属又は木材を基準とし、機体との設置面は、柔軟性のある材料（布、ウレタン又はゴム等）を取り付け、機体との設置面を傷めないようにする。設置台の塗装は、銀色（艶なし）を塗装することを基準とする。

注^{b)} 操縦席下及び主翼下の設置台の主脚収納箇所を塞がないものとする。

注^{c)} 前後の設置台を棒状（基準）の金属で連結できるものとする。

付図5－零戦設置図（イメージ図）

付表 1 - 作業計画書

1

作業計画書

令和 年 月 日

(提出先)
契約担当官 殿
(監督官気付)

住 所
会 社 名
代表者名

担当者名
連 絡 先

- 1 役務の名称
零戦の移設及び補修作業
- 2 作業実施期間
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 3 作業内容、実施期日及び現場代理人
別表第 1 による。
- 4 役務作業者
別表第 2 による。

添付書類： 1 別表第 1 「工程表」
2 別表第 2 「役務作業者名簿」

付表3－役務作業者名簿

3」
別表第2

役 務 作 業 者 名 簿

一連 番号	(ふりがな) 氏 名	生年月日 年 齢	(ふりがな) 現 住 所	国 籍	防衛省勤務 経験の有無
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

注記 一連番号は、必要に応じ追加することが可能である。